

照明器具“安全チェックシート”及びその表示ガイド

“Safety Check Sheet” for Luminaires and Marking Guide

1 目的

このガイドは、照明器具のリニューアルを訴求する際など、使用者に安全のための点検をお願いする場合の安全点検項目及び内容の標準的な表示例を定め、表示例に基づき各社が適切に表示を実施することによって、照明器具の適正な点検・交換を促進し、安全な使用を確保することを目的とする。

2 適用対象とする表示

このガイドは、**JIS C 8105-3:2024** の適用範囲になる一般用照明器具を対象とするカタログ、取扱説明書、チラシ等の印刷物並びにウェブサイトに、照明器具の安全点検項目及び処理手順を表示する場合に適用する。

3 表示の原則

カタログ、取扱説明書、チラシ等に、照明器具には耐用年限（耐用の限度）があり、長期使用の際には安全性を維持するためにチェックシートによる点検が必要な旨を表示する場合は、次の原則による。

注記 “耐用年限”，“耐用の限度”の定義は、**ガイド A 111:2024** に規定されている。

3.1 表示の内容

- a) タイトルを“安全チェックシート”とする。
- b) 適用する照明器具の分類、例えば住宅用照明器具、施設用照明器具などに限定する場合はその旨を表示する。
- c) 表示には、安全点検項目、点検年月、点検結果、及び処理手順の各項目欄を設ける。
- d) 安全点検項目及び処理手順は、適用する照明器具の安全を維持するために必要な内容及び処理手順を表示するものとし、具体的な表示例を **3.2.1**, **3.2.2**, **3.2.3**, **3.2.4** 及び **3.2.5** に示す。ただし、**3.2.3** 及び **3.2.4** に規定する“安全チェックシート”（詳細版）は、必要に応じて表示する。
- e) “安全チェックシート”（詳細版）は、3年に一度、専門家による点検のために用いるもので、次の適用範囲とする。

1) “安全チェックシート”（施設用蛍光灯器具 詳細版）及び（施設用 LED 照明器具 詳細版）

一般屋内施設用照明器具に限って使用する。一般屋内とは、周囲温度 5 °C～35 °C、湿度 85 %RH 以下で、粉じん、腐食性ガス、可燃性ガス、風、振動、衝撃、油煙、オイルミスト及び水気の影響がない環境をいい、非常用照明器具及び誘導灯器具は含まない。

2) “安全チェックシート” (HID 照明器具 詳細版)

一般用 HID 照明器具に限って使用する。一般用とは、周囲温度 35 °C 以下、湿度 85 %RH 以下で、粉じん、腐食性ガス、塩害、可燃性ガス、著しい振動、衝撃、風（屋外用は除く）及び油煙やオイルミストの影響がない環境で使用する照明器具をいう。この“安全チェックシート”（詳細版）は、一般用 HID 照明器具を対象に作成しているが、HID ランプ以外の光源を適合ランプとする防犯灯及び街路灯にも準用できる。

注記 照明用ポールについては **JLA 1018**（鋼製照明用ポール点検・診断のおすすめ）に“鋼製照明用ポール診断チェックシート”が掲載されている。

3.2 表示例

3.2.1 住宅用照明器具の“安全チェックシート”的表示例

安全チェックシート（住宅用照明器具）

●安全のために1年に1回は点検をおすすめいたします。

●下欄の安全点検項目について点検し、該当する場合は点検結果欄に✓印を記入し、処理手順に従ってください。

L E D 器 具	白 熱 ・ 蛍 光 灯	安全点検項目	点検年月	点検結果			処理手順
				/	/	/	
○	○	A1. スイッチを入れても、時々点灯しないときがある。					✓印がある場合は危険な状態になっています。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい器具にお取り替えください。
○	○	A2. プラグ、コード、又は本体を動かすと点滅する。					
○	○	A3. プラグ、コードなどが異常に熱い。					
○	○	A4. こげくさい臭いがする。					
○	○	A5. 点灯時にブレーカが動作することがある。					
○	○	A6. コード、ソケット及び配線部品に傷み、ひび割れ、又は変形がある。					
○	○	A7. 購入後、15年以上経過している。					
○	○	B1. 購入後、10年以上経過している。					
○	○	B2. 点灯するまで時間がかかる。※					
○	○	B3. 極端に明るさが低下している。※					
○	○	B4. ちらつきが頻繁に生じる。※					✓印がある場合は危険な状態になっていることがあります。事故防止のため速やかに新しい器具にお取り替えください。 ※ランプ使用器具の場合は、新しい適合ランプに交換してください。
○	○	B5. カバー、パネルなどに変色、変形、ひび割れなどがある。					
○	○	B6. 塗装面にふくれ又はひび割れがある、又はさびが出ている。					
○	○	B7. 器具取付部及びランプ取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。※					
○	○	B8. 点灯しているLEDの色味が変化してきた。※					
○	○	B9. 調光、調色、センサー等の機能が効かない。					✓印のものはランプ使用器具の場合、新しい適合ランプに交換してください。また、ランプの交換が出来ない場合は、新しい器具にお取替えください。
○	○	C1. ランプの端部が極端に黒化している。					
○	○	C2. グロースタータ(点灯管)が点滅を繰り返す。					
○	○	C3. ランプの本体、又はグローブに変色、変形、ひび割れがある。					
○	○	C4. 器具に適合外のランプが取り付けられている。					✓印がある場合は直ちに取り除いてください。
○	○	D1. 照明器具の近傍に燃えやすいものがある。					

チェック欄が足りない場合はコピーしてお使いください。

上記点検項目以外でも不具合があれば、ご購入した販売店・工事店・メーカーなどの専門家にご相談ください。

3.2.2 施設用照明器具の“安全チェックシート”的表示例

安全チェックシート（施設用照明器具）

●安全のために1年に1回は点検をおすすめいたします。

●下欄の安全点検項目について点検し、該当する場合は点検結果欄に✓印を記入し、処理手順に従ってください。

L E D 器 具	L E D 以 外	安全点検項目	点検年月	点検結果			処理手順
				/	/	/	
○	○	A1. 累積点灯時間が 40 000 時間以上である。	✓印がある場合は危険な状態になっています。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。				✓印がある場合は危険な状態になっています。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。
○	○	A2. 使用期間が 15 年以上である。					
○	○	A3. こげくさい臭いがする。					
○	○	A4. 照明器具に発煙、油漏れなどの形跡がある。					
○	○	A5. 電線類に変色、硬化、ひび割れ、心線露出などがある。					
○	○	A6. 配線部品などに変色、変形、ひび割れ、ガタツキ、破損などがある。 ・LED 照明器具でランプへ電源給電コネクタがある場合、その部位も確認。					
○	○	B1. 使用期間が 10 年以上である。					
○	○	B2. ランプを交換しても他のランプより極端に早く寿命になる。 ・蛍光灯器具の場合、黒化についても確認。					
○	○	B3. ランプを交換しても点灯までに時間が長くかかる。 ・蛍光灯器具の場合、グロースタータも交換して確認。					
○	○	B4. ランプを交換してもちらつきが止まらないものがある。 ・蛍光灯器具の場合、グロースタータも交換して確認。					
○	○	B5. 他のランプより極端に暗いものがある。 ・蛍光灯器具の場合、ランプも交換して確認。 ・LED 照明器具の場合、光源の一部、又は全体に暗い部分があるかを確認。					
○	○	B6. 点灯時にブレーカが動作することがある。					
○	○	B7. 可動部分(開閉箇所、調節箇所など)の動きが鈍い。					
○	○	B8. 器具取付部及びランプ取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。					
○	○	B9. ここ 2, 3 年、故障による取替台数が増えている。					詳細版によるチェックをお勧めします。 ※ 指定のランプにお取り替えください。
○	○	B10. 本体、反射板などに極端な汚れ、又は変色がある。					
○	○	B11. カバー・パネルなどに変色、変形、ひび割れなどがある。	✓印のものはランプ使用器具の場合、新しい適合ランプに交換してください。また、ランプの交換が出来ない場合は、新しい器具にお取替えください。				✓印のものはランプ使用器具の場合、新しい適合ランプに交換してください。また、ランプの交換が出来ない場合は、新しい器具にお取替えください。
○	○	B12. 塗装面にふくれ、ひび割れがある、又はさびが出ていている。					
○	○	B13. ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。					
○	○	B14. 指定外のランプを使用している。※					
○	○	C1. ランプの端部が極端に黒化している。	✓印がある場合は、直ちに取り除いてください。				✓印がある場合は、直ちに取り除いてください。
○	○	C2. グロースタータ(点灯管)が点滅を繰り返す。					
○	○	C3. ランプの本体、又はグローブに変色、変形、ひび割れがある。					
○	○	C4. 器具に適合外のランプが取り付けられている。					
○	○	D1. 照明器具の近傍に燃えやすいものがある。					

チェック欄が足りない場合はコピーしてお使いください。

上記点検項目以外でも不具合があれば、ご購入した販売店・工事店・メーカーなどの専門家にご相談ください。

3.2.3 施設用照明器具 詳細版の“安全チェックシート”表示例

(1) 施設用蛍光灯器具 詳細版の“安全チェックシート”表示例

安全チェックシート（施設用蛍光灯器具 詳細版）

● 3年に1度、専門家による安全チェックシート(詳細版)による点検を受けてください。

● 点検結果の(該当する)の欄に✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

分 類	安全 点 検 項 目	点 検 結 果		処理 手順
		該 当 す る	該 当 し な い	
使用状況・環境 (器具本体・部品・安定器等共通)	1. 10 年以上、又は累積点灯時間が 30 000 時間以上である。			D
	2. 15 年以上、又は累積点灯時間が 40 000 時間以上である。			A
	3. 温度: 照明器具周囲温度が 35 °Cを超えている。			C
	4. 雨水: 照明器具に雨水がかかる。			C
	5. 湿度: 浴室など照明器具周辺の湿度が 85 %RH を超えている。			C
	6. 粉じん: 精糖工場など粉じんが多い。			C
	7. 腐食性ガス: 化学薬品工場、温泉など腐食性ガスが発生する。			C
	8. 可燃性ガス: 石油化学工場など可燃性ガスが発生する。			C
	9. 風: 軒下など照明器具が風の影響を受ける。(屋外用を除く)			C
	10. 振動・衝撃: 工場など照明器具が振動の影響を受ける、又は木製クレーンやボールが当たる等の衝撃の影響を受ける。			C
	11. 油煙・オイルミスト: 鋳造工場、金属加工工場など照明器具が油煙やオイルミストの影響を受ける。			C
	12. 雷害: 雷の影響で消灯、又は点滅したことがある。			D
	13. 蛍光ランプやグロースタータの寿命時に長時間放置している、又はしたことがある。			D
照明器具本体・部品	1. 清掃しても汚れが落ちない。			D
	2. 点さび(点状のさび)、変色、ふくれ、又はひび割れが見られる。			D
	3. 塗装面の塗膜剥離、又は腐食が著しい。			A
	4. 取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。			B
	5. 照明器具内部に浸水、又は浸水跡がある。			C
	6. 変色、さび、変形、破損などがある。			B
	7. 照明器具が傾くなど、正常に取り付けられていない。			B
	8. 可動部分(開閉箇所、調整箇所など)の動きが悪い。			B
	9. 可動部分にさびが発生している。			B
	10. 硬化、又は変色が見られる。			A
	11. ひび割れ、又は心線露出が見られる。			A
	12. 変形、又は変色が見られる。			B
	13. 破損、又はひび割れが見られる。			B

分類	安全点検項目	点検結果		処理手順
		該当する	該当しない	
照明器具本体・部品	ランプソケット端子台	14. 接触(端子)部分に変色、又はさびがある。		B
		15. 接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。		A
		16. 外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。		A
		17. ソケットの接触子、ばねなどが劣化している、又は可動部の動きが悪い。		B
		18. ランプの固定が悪く、ぐらついている。		B
	スイッチ類	19. 誤動作したり、スイッチを入れても点灯しないものがある。		B
	コンデンサ	20. コンデンサケースに変形、ふくらみ、又は油漏れがある。(安定器に付属するものを含む)		A
	ねじ類	21. ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。		B
		22. ねじにゆるみがある。		D
	パッキン ブッシング 張力止め ランプサポート	23. 変色、硬化、ひび割れ、又は破損している。		B
ランプ	電気的特性	24. 分岐回路の絶縁抵抗が $0.2 \text{ M}\Omega$ 未満(150 V 超過)、又は $0.1 \text{ M}\Omega$ 未満(150 V 以下)である。		B
		25. 照明器具単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。		A
	その他	26. こげくさい臭いがする。		A
		27. 発煙、又は油漏れ跡がある。		A
		28. 照明器具の近傍に燃えやすいものがある。		A
		1. ランプを交換しても正常に点灯しないものがある。		B
		2. ランプを交換しても点灯するまでに時間が長くかかるものがある。 (グローポイント方式 7 秒以上、インバータ点灯方式 3 秒以上)		D
		3. ランプを交換しても他のランプより極端に暗いものがある。		D
		4. ランプの寿命が以前より短くなったり、黒化が早くなっている。		D
		5. 短時間で点灯不能となる。		D
		6. 指定外のランプを使用している。		B
安定器・インバータ	ケース	1. 熱による変色が見られる。		B
		2. さびの発生が見られる。		B
		3. 内部の充填物などが流出している。		B
		4. 変形、又は破損が見られる。		B
	口出し線	5. 硬化、又は変色が見られる。		B
		6. ひび割れ、又は心線露出が見られる。		B
	電気的特性	7. 安定器単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。		B

(2) 施設用 LED 照明器具 詳細版の“安全チェックシート”表示例

安全チェックシート（施設用 LED 照明器具 詳細版）

- 3 年に 1 度、専門家による安全チェックシート(詳細版)による点検を受けてください。

(HID 照明器具に相当する LED 照明器具も含む)

- 点検結果の(該当する)の欄に✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

分類		安全点検項目	点検結果		処理手順
			該当する	該当しない	
照明器具本体・電源装置・部品 使用状況・環境	使用期間 使用環境	1. 10 年以上、又は累積点灯時間が 30 000 時間以上である。			D
		2. 15 年以上、又は累積点灯時間が 40 000 時間以上である。			A
		3. 温度: 照明器具周囲温度が 35 °Cを超える。			C
		4. 雨水: 照明器具に雨水がかかる。			C
		5. 湿度: 浴室など照明器具周辺の湿度が 85 %RH を超えている。			C
		6. 粉じん: 精糖工場など粉じんが多い。			C
		7. 腐食性ガス: 化学薬品工場、温泉など腐食性ガスが発生する。			C
		8. 可燃性ガス: 石油化学工場など可燃性ガスが発生する。			C
		9. 風: 軒下など照明器具が風の影響を受ける。(屋外用を除く)			C
		10. 振動・衝撃: 工場など照明器具が振動の影響を受ける、又は木製クレーンやボールが当たる等の衝撃の影響を受ける。			C
		11. 油煙・オイルミスト: 鋳造工場、金属加工工場など照明器具が油煙やミスト: オイルミストの影響を受ける。			C
		12. 雷害: 雷の影響で消灯、又は点滅したことがある。			D
共通	灯体	1. 清掃しても汚れが落ちない。			D
		2. 点さび(点状のさび)、変色、ふくれ、又はひび割れが見られる。			D
		3. 塗装面の塗膜剥離、又は腐食が著しい。			A
		4. 取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。			B
		5. 照明器具内部に浸水、又は浸水跡がある。			C
		6. 灯具に埃が堆積している。			D
	取付金具類	7. 変色、さび、変形、破損などがある。			B
		8. 照明器具が傾くなど、正常に取り付けられていない。			B
	可動部分の動作	9. 可動部分(開閉箇所、調整箇所など)の動きが悪い。			B
		10. 可動部分にさびが発生している。			B
	電線	11. 硬化、又は変色が見られる。			A
		12. ひび割れ、又は心線露出が見られる			A
	カバー	13. 変形、又は変色が見られる。			B
		14. 破損、又はひび割れが見られる。			B
		15. カバーへの汚れ付着により光透過率が低下している。			D
	端子台	16. 接触(端子)部分に変色、又はさびがある。			B
		17. 接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。			A
		18. 外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。			A
	スイッチ類	19. 誤動作したり、スイッチを入れても点灯しないものがある。			B
	ねじ類	20. ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。			B
		21. ねじにゆるみがある。			D

分類		安全点検項目	点検結果		処理手順
			該当する	該当しない	
共通	パッキン ブッシング 張力止め ランプサポート	22. 変色, 硬化, ひび割れ, 又は破損している。			B
	電気的特性	23. 分岐回路の絶縁抵抗が $0.2 \text{ M}\Omega$ 未満(150 V 超過), 又は $0.1 \text{ M}\Omega$ 未満(150 V 以下)である。			B
		24. 照明器具単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。			A
	その他	25. こげくさい臭いがする。			A
		26. 発煙の跡がある。			A
		27. 照明器具の近傍に燃えやすいものがある。			C
照明器具本体・電源装置・部品	ソケット及び コネクタ (交換形の場合)	1. 接触(端子)部分に変色, 又はさびがある。			B
		2. 接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。			A
		3. 外郭材料に変色, ひび割れ, 破損, こげ跡, 熱変形などがある。			A
		4. 接続部ソケットの接触子, ばねなどが劣化している, 又は可動部の動きが悪い。			B
		5. ランプの固定が悪く, ぐらついている。			B
	発光部, 又は ランプ	1. 発光部周辺にほこりやごみがある。			A
		2. 発光部の一部, 又は全体の色味が変化している。			D
		3. 発光部の一部, 又は全体が暗い。			D
		4. 発光部の一部, 又は全体がちらついている。			D
		5. 短時間で点灯不能となる。(点灯寿命が短い)			B
		6. 発光部を交換しても正常に点灯しないものがある。			B
		7. 発光部を交換しても点灯するまでに時間が長くかかるものがある。			D
		8. 発光部を交換しても他のランプより極端に暗いものがある。			D
		9. 指定外のランプを使用している。			B
		10. ランプの本体, 又はグローブに変色, 変形, ひび割れがある。			B
	ケース	1. 熱による変色が見られる。			B
		2. さびの発生が見られる。			B
		3. 内部の充填物などが流出している。			B
		4. 変形, 又は破損が見られる。			A
制御装置	口出し線	5. 硬化, 又は変色が見られる。			B
		6. ひび割れ, 又は心線露出が見られる。			B
	電気的特性	7. LED 電源装置単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。			B
	使用期間	1. 4 年以上使用している。(IP 形(一般形))			B
		2. 8 年以上使用している。(IL 形, 2 形, 3 形)			B
光電式自動点滅器	状態, 動作	3. 透光性カバーなど, 表面に異常発熱, 焼けた形跡, クラック, 又は変形がある。			A
		4. 昼間に点灯している, 又は夜間若しくは遮光袋で覆っても点灯しない。			B
		5. 内部に浸水した形跡がある。			A
		6. 口出し線に変色, 硬化, ひび割れ, 心線露出などがある。			A
		7. 取付姿勢が正常でない。			C

3.2.4 HID 照明器具 詳細版の“安全チェックシート”的表示例

安全チェックシート (HID 照明器具 詳細版)

- 3年に1度、専門家による安全チェックシート(詳細版)による点検を受けてください。
- 点検結果の(該当する)の欄に✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

分 類	安全 点 検 項 目	点検結果		処理手順
		該当する	該当しない	
使用状況・環境(器具本体・部品・安定器等共通)	1. 10 年以上、又は累積点灯時間が 30 000 時間以上である。			D
	2. 15 年以上、又は累積点灯時間が 40 000 時間以上である。			A
	3. 温度: 照明器具周囲温度が 35 °Cを超えている。			C
	4. 湿度: 浴室など照明器具周辺の湿度が 85 %RH を越えている。			C
	5. 粉じん: 精糖工場など粉じんが多い。			C
	6. 腐食性ガス: 化学薬品工場、温泉など腐食性ガスが発生する。			C
	7. 風: 軒下など照明器具が風の影響を受ける。(屋外用を除く)			C
	8. 塩害: 海岸沿いなど塩害の影響を受ける。			C
	9. 可燃性ガス: 石油化学工場など可燃性ガスが発生する。			C
	10. 振動・衝撃: 橋梁、工場などで照明器具が著しい振動の影響を受ける。又はホイストクレーンやポールが当たる等の衝撃の影響を受ける。			C
	11. 油煙・オイルミスト: 鋳造工場や金属加工工場など照明器具が油煙やオイルミストの影響を受ける。			C
	12. 雷害 雷の影響で消灯、又は点滅したことがある。			D
照明器具本体・部品	灯体	1. 清掃しても汚れが落ちない。		D
		2. 点さび(点状のさび)、変色、ふくれ、又はひび割れが見られる。		D
		3. 塗装面の塗膜剥離、又は腐食が著しい。		A
		4. 取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。		B
		5. 照明器具内部に浸水、又は浸水跡がある。		C
	取付金具類	6. 変色、さび、変形、破損などがある。		B
		7. 照明器具が傾くなど、正常に取り付けられていない。		B
	可動部分の動作	8. 可動部分(開閉箇所、調整箇所など)の動きが悪い。		B
		9. 可動部分にさびが発生している。		B
	電線	10. 硬化、又は変色が見られる。		A
		11. ひび割れ、又は心線露出が見られる		A
	カバー	12. 変形、又は変色が見られる。		B
		13. 破損、又はひび割れが見られる。		A
	ランプソケット端子台	14. 接触(端子)部分に変色、又はさびがある。		B
		15. 接触(端子)部分が黒くこげたようになっている。		A
		16. 外郭材料に変色、ひび割れ、破損、こげ跡、熱変形などがある。		A
		17. ソケットの接触子、ばねなどが劣化している、又は可動部の動きが悪い。		B

分類	安全点検項目	点検結果		処理手順
		該当する	該当しない	
照明器具本体・部品	ランプソケット端子台	18. ランプの固定が悪く、ぐらついている。		B
	スイッチ類	19. 誤動作したり、スイッチを入れても点灯しないものがある。		B
	コンデンサ	20. コンデンサケースに変形、ふくらみ、又は油漏れがある。(安定器に付属するものを含む)		A
	ねじ類	21. ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。		B
		22. ねじにゆるみがある。		D
	パッキン ブッシング 張力止め ランプサポート	23. 変色、硬化、ひび割れ、又は破損している。		B
	電気的特性	24. 分岐回路の絶縁抵抗が $0.2 \text{ M}\Omega$ 未満(150 V 超過)、又は $0.1 \text{ M}\Omega$ 未満(150 V 以下)である。		B
		25. 照明器具単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。		A
	その他	26. こげくさい臭いがする。		A
		27. 発煙、又は油漏れ跡がある。		A
ランプ		1. ランプを交換しても正常に点灯しないものがある。		B
		2. ランプを交換しても他のランプより極端に暗いものがある。		D
		3. ランプの寿命が以前より短くなったり、黒化が早くなっている。		D
		4. 短時間で点灯不能となる。		D
		5. 指定外のランプを使用している。		B
安定器・インバータ	ケース	1. 熱による変色が見られる。		B
		2. さびの発生が見られる。		B
		3. 内部の充填物などが流出している。		B
		4. 変形、又は破損が見られる。		A
	口出し線	5. 硬化、又は変色が見られる。		B
		6. ひび割れ、又は心線露出が見られる。		B
	電気的特性 (安定器別置)	7. 安定器単体(電源一括と非充電金属部間)の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。		B
光電式自動点滅器	使用期間	1. 4年以上使用している。(1P形(一般形))		B
		2. 8年以上使用している。(1L形, 2形, 3形)		B
	状態、動作	3. 透光性カバーなど、表面に異常発熱、焼けた形跡、クラック、又は変形がある。		A
		4. 昼間に点灯している、又は夜間若しくは遮光袋で覆っても点灯しない。		B
		5. 内部に浸水した形跡がある。		A
		6. 口出し線に変色、硬化、ひび割れ、心線露出などがある。		A
		7. 取付姿勢が正常でない。		C

点検結果の記入用紙 例

点検結果

処理手順	具体的処理	該当する個数
A	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。	()個
B	部品の一部の劣化がすすみ、危険な状態になっています。 部品交換をしてください。(複数個ある場合は、新しい照明器具への取り替えをお勧めします)	()個
C	照明器具が使用環境に適しておらず、危険な状態になっています。 事故防止のため使用を中止し、使用環境に適した照明器具にお取り替えください。	()個
D	照明器具の劣化がすすみ、危険な状態に至る可能性があります。 今後は1年に1度、安全チェックシート(詳細版)による点検を実施してください。	()個

点検の記録

点検場所	名称			
	温度	°C	電源電圧	V
	湿度	%RH	点灯時間	時間／日
点検対象器具	器具形式		台数	台
	安定器又は 電源装置の形式			
	設置年月日	年 月 日	使用期間	年 か月
点検メモ			点検年月日	年 月 日
			点検担当者	

3.2.5 一般用昇降装置の“安全チェックシート”の表示例

安全チェックシート（一般用昇降装置）

- 点検は、自主点検として1年に1回、専門家による点検として3年に1回行ってください。
- 震度4以上の地震後には臨時の点検を行ってください。
- 点検結果の（該当する）の欄に✓印がある場合は、処理手順に従ってください。

点検年月日 :	昇降装置形名 :
施設名 :	使用器具 :
点検者 :	使用ランプ :
設置年月日 :	使用安定器 :

項目	安全点検項目	点検結果		処理手順
		該当する	該当しない	
使用状況	1 使用期間の確認	10年以上、又は累積昇降回数が定格昇降回数以上である。		継続的点検又は昇降装置交換 ^(※)
		15年以上、又は累積昇降回数が定格昇降回数の120%以上である。		昇降装置交換 ^(※)
	2 使用用途の確認	照明器具の保守・点検以外に使用している。		昇降装置撤去
	3 設置場所の確認	周囲温度が35°Cを超える場所に設置している。		高温対応形でない場合は昇降装置撤去
		湿度が85%を超える高湿の場所に設置している。		高湿対応形でない場合は昇降装置撤去
		粉じんが多い場所に設置している。		耐粉じん形でない場合は昇降装置撤去
		腐食性ガスが発生する場所に設置している。		耐食形でない場合は昇降装置撤去
		可燃性ガスが発生する場所に設置している。		昇降装置撤去
		縦横の振動が激しい場所、風で揺れやすい建物に設置している。		昇降装置撤去
		雨があたる場所、風が通りやすい場所に設置している。		昇降装置撤去

項目		安全点検項目	点検結果		処理手順
			該当する	該当しない	
昇降装置・部品・照明器具等	1	絶縁抵抗の確認	操作回路において、各充電部とアース線間で $2\text{ M}\Omega$ 以下である。		配線点検又は 昇降装置交換 ^(※)
	2	下降確認	正常に下降動作しない。		昇降装置交換 ^(※)
			動作中のモータ音に異常がある。		昇降装置交換 ^(※)
			下降動作が異常に遅い。		昇降装置交換 ^(※)
	3	自動停止の確認	床面への着床時及び昇降部を手で保持しても停止しない。		昇降装置交換 ^(※)
	4	昇降部(接点及び樹脂部品)の確認	接点部の緩みがある。		昇降装置交換 ^(※)
			接触面全体に酸化している。		昇降装置交換 ^(※)
			樹脂部品等に変形がある。		昇降装置交換 ^(※)
	5	つり部材の確認	曲りぐせ、素線のほつれ、素線切れ等の異常がある。		昇降装置交換 ^(※)
	6	照明器具の確認	照明器具がアンバランスである。 (昇降時に照明器具が限度以上に傾く)		昇降装置に適合する 照明器具に交換
			取付ねじの緩み・脱落がある。		補修
	7	上昇確認	正常に上昇動作しない。		昇降装置交換 ^(※)
			動作中のモータ音に異常がある。		昇降装置交換 ^(※)
			上昇動作が異常に遅い。		昇降装置交換 ^(※)
			昇降部が本体に嵌合しない。		昇降装置交換 ^(※)
	8	ランプ点灯確認	正常に点灯しない。		原因調査

(※) 昇降装置が代替品のない生産終了品の場合は、昇降装置を撤去してLED照明器具に交換。

上記点検項目以外でも不具合があれば、工事店・メーカーなどの専門家にご相談ください。

4 “安全チェックシート”（詳細版 3.2.3, 3.2.4）の分類及び安全点検項目の説明

- a) **使用状況・環境（器具本体・部品・安定器等共通） 使用期間** 1. (施設用蛍光灯器具, HID 照明器具)
照明器具本体・電源装置・部品 使用状況・環境 使用期間 1. (施設用 LED 照明器具) .

照明器具の適正交換の目安は、10年以上又は、累積点灯時間 30 000 時間（約 10 年：1 日 10 時間、1 年に 300 日点灯とする。）以上としている。照明器具に使用している電気絶縁材料は、累積点灯時間が 30 000 時間から摩耗故障期に入ることが **JIS C 8105-1:2021**（照明器具-第 1 部：安全性要求事項通則）に示されている（図 1）。この時期以降は交換が推奨されるため、10 年を適正交換の目安として採用した。

以上の内容によって、使用期間が 10 年又は、累積点灯時間 30 000 時間を超えた器具は、1 年に 1 度、安全チェックシート（詳細版）による点検を実施してください。

なお、電源電圧、周囲温度などの使用条件によって照明器具の耐用年限が短くなることがあります。

注 長期間の使用を想定し、設計を施した照明器具が販売されている。その場合は照明器具に表示された年数と累積点灯時間に読み替えてください。

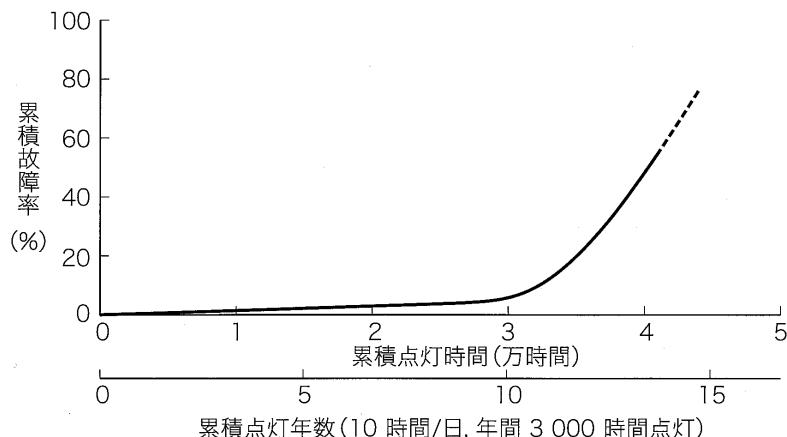


図 1- 照明器具の累積故障率

注記 図 1 は、**JIS C 8105-1:2021**（照明器具-第 1 部：安全性要求事項通則）の解説に記載されている。

- b) **使用状況・環境（器具本体・部品・安定器等共通） 使用期間** 2. (施設用蛍光灯器具, HID 照明器具)
照明器具本体・電源装置・部品 使用状況・環境 使用期間 2. (施設用 LED 照明器具)

照明器具の耐用の限度として、15 年又は累積点灯時間 40 000 時間としている。電気絶縁材料は、使用するに従って化学的劣化を生じるので、電気用品安全法では、その限界を 40 000 時間（約 15 年）と規定していることに加え、照明器具は、周囲温度、電源電圧や変動、湿度、点滅回数、汚損、腐食性ガス、振動、取付方法など様々な劣化要因があり、電気絶縁材料以外の構成部材の劣化（内部及び外部）が進行している状態と想定される 15 年を採用した。

使用期間が 15 年以上又は、累積点灯時間 40 000 時間を超えた照明器具は、事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。

注 長期間の使用を想定し、設計を施した照明器具が販売されている。その場合は照明器具に表示された年数と累積点灯時間に読み替えてください。

- c) **使用状況・環境 使用環境 3.～12.**

照明器具設置当時と使用環境が変わっている場合があります。そのような場合には、使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

3 温度

一般屋内施設用照明器具の使用可能温度範囲は 5 °C～35 °Cです。周囲温度が 5 °C未満、又は 35 °Cを超える場所で使用すると、火災や器具の劣化を早めるなどの原因となります。使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

4 雨水

一般屋内施設用照明器具を雨水のかかる場所で使用すると、絶縁不良による感電や地絡、又は火災の原因となります。防雨形器具にお取り替えください。

5 湿度

一般屋内施設用照明器具を高湿度 (85 %RH を超える) の場所で使用すると、絶縁不良による感電や地絡、又は火災の原因となります。防湿形器具にお取り替えください。

6 粉じん

一般屋内施設用照明器具を精糖工場など粉じんの多い場所で使用すると、絶縁不良による感電や地絡、又は火災の原因となります。使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

7 腐食性ガス

一般屋内施設用照明器具を化学薬品工場、温泉などの腐食性ガスが発生する場所で使用すると、腐食による照明器具、又は部品の落下や器具の劣化を早める原因となります。耐食形器具にお取り替えください。

8 可燃性ガス

一般屋内施設用照明器具を石油化学工場などの可燃性ガスの発生する場所で使用すると、爆発の原因となります。使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

9 風

一般屋内施設用照明器具を軒下などの風の吹き抜ける場所で使用すると、強度不足による照明器具、部品、又はランプの落下の原因となります。使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

10 振動・衝撃

一般屋内施設用照明器具を振動、又は衝撃の多い場所で使用すると、強度不足による照明器具、部品、又はランプの落下の原因となります。使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

11 油煙・オイルミスト

一般屋内施設用照明器具を鋳造工場や金属加工工場などの油煙やオイルミストの多い場所で使用すると、絶縁不良による感電や地絡、又は火災の原因、照明器具や部品又はランプの落下の原因となります。使用環境に適した照明器具にお取り替えください。

12 雷害

落雷の影響によって引込線や大地を伝わって照明器具の電源とアースに大きな電圧が発生し、不具合が発生することがあります。落雷後に正常に動作しなくなった場合は、絶縁性能が不十分となっている可能性があります。使用を中止して点検、修理、又は新しい照明器具にお取り替えください。

d) 照明器具本体・部品 灯体 3.

照明器具塗装面の塗膜剥離、又は腐食が著しい場合は、照明器具、又は部品の落下の原因になります。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。

e) 照明器具本体・部品 電気的特性(施設用蛍光灯器具 24. 施設用 LED 照明器具 23. HID 照明器具 24.)

電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、引込口装置、幹線用若しくは分岐用に施設する開閉器、又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに、0.2 MΩ 未満 (対地電圧 150 V 超過)、又は 0.1 MΩ 未満 (対地電圧 150 V 以下) の場合は、絶縁性能が不十分です。事故防止のため、修理、部品交換、又は新しい照明器具にお取り替えください。

注記 内線規程に低圧電路の絶縁性能 が規定されている。

f) 照明器具本体・部品 電気的特性 (施設用蛍光灯器具 25. 施設用 LED 照明器具 24. HID 照明器具 25.)

電源の両端子を一括したものと、人が触れるおそれのある非充電金属部との間の抵抗値を絶縁抵抗計で測定してください。なお、非充電金属部は接地端子など塗装によって絶縁されていない部分に接続してください。絶縁抵抗が $30\text{ M}\Omega$ 未満の場合は、照明器具の絶縁性能が不十分です。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。

注記 JIS C 8105-3:2024 (照明器具-第 3 部：性能要求事項) 受渡検査の絶縁抵抗試験 が規定されている。

g) 照明器具本体・部品 その他 (施設用蛍光灯器具 26. 施設用 LED 照明器具 25. HID 照明器具 26.)

照明器具からこげくさい臭いがする場合は、外観、又は電気特性だけでは判断できない劣化がすすんでいる可能性があります。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。

h) 照明器具本体・部品 その他 (施設用蛍光灯器具 27. 施設用 LED 照明器具 26. HID 照明器具 27.)

照明器具に発煙、又は油漏れ跡がある場合は、外観、又は電気特性だけでは判断できない器具の劣化がすすんでいる可能性があります。事故防止のため直ちに使用を中止し、新しい照明器具にお取り替えください。

i) 安定器・インバータ 口出し線 (HID 照明器具 7.)

充電部を一括したものと非充電金属部との間、及び巻線相互間の冷間絶縁抵抗の値が $30\text{ M}\Omega$ 未満の場合は、絶縁抵抗性能が不十分です。事故防止のため新しい安定器・インバータにお取り替えください。

注記 JIS C 8110:2008 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) 絶縁抵抗試験 が規定されている。

j) 光電式自動点滅器 使用期間 (HID 照明器具 1., 2.)

光電式自動点滅器 (PC スイッチ) は、使用中に動作特性 (点灯照度及び消灯照度) が変化します。特にバイメタル式で受光素子に光導電セルを使用している 1P 形 (一般形) は、一般的に変化率が大きく、使用年数とともに動作照度が徐々に上昇する傾向にあり、継続して使用すると、動作特性がますます変化し相当明るくなつても消灯しなくなる場合があります。また、接点の消耗などによって開閉接点が溶着し、全く消灯しなくなる場合もあります。

これらの動作特性の変化は、現在の技術では避けられないものであり、定期的な点検及び交換が求められます。

製造業者が行った、多数の PC スイッチについての点滅耐久動作試験の結果、一般の場所で使用した場合の適正交換時期は、おおむね表 1 のとおりです。

表 1—適正交換時期

単位 年

動作照度		形式	
		IP 形	IL 形、2 形、3 形
適正交換時期	PC スイッチ	4~5	8~10
	受台	10~15	

注記 表 1 は JIS C 8369:2020 (光電式自動点滅器) 附属書 A に記載されている。

5 適用開始等

このガイドは、制定又は改正の日から適用する。

ガイド A 130 : 2025

照明器具“安全チェックシート”及びその表示ガイド 解説

1 制定改正の経緯

1988 年に施設用蛍光灯器具の事故未然防止のため、**JLA 1003**（施設用蛍光灯器具診断のおすすめ）及び**JLA 1004**（施設用蛍光灯器具劣化状況診断チェックシート）が制定された。1991 年に HID 照明器具の事故未然防止のため、**JLA 1017**（HID 照明器具診断のおすすめ）が制定された。その後、2005 年に**ガイド 130**（照明器具「安全チェックシート」の表示ガイド）が制定された。施設用蛍光灯器具も銅鉄式安定器からインバータと変化してきた等の背景を踏まえ、**JLA 1003**、**JLA 1004** 及び**JLA 1017** の内容を見直し、**ガイド 130** に編入して改正することとした。改正に際しては、名称を“照明器具「安全チェックシート」及びその表示ガイド”に改めた。

2018 年版では、LED 照明の経年劣化現象の対応と市場からの情報を踏まえて内容の見直し及びチェックシートのフォームを見直し、使い勝手の向上を行った。

2 改正の経緯

2.1 2007 年版の主な改正点（2007 年 10 月 4 日改正）

a) 3.2.1 の住宅用照明器具の「安全チェックシート」の表示例

今回は、編集上の修正以外は改正していない。

b) 3.2.2 の施設用照明器具の「安全チェックシート」の表示例

タイトルを、施設用・HID 照明器具の「安全チェックシート」から、施設用照明器具の「安全チェックシート」に変更した。また、チェック項目に、照明器具の落下に関するチェックを強化するため、「13 ねじなどに変色、さび、ひび割れ、破損などがある。」を追加した。その他、編集上の修正を行った。

c) 3.2.3 の施設用蛍光灯器具「安全チェックシート」（詳細版）の表示例

適用範囲は、**JIS C 8105-3** に準じて一般屋内施設用蛍光灯器具として明確にし、**JLA 1003** 及び**JLA 1004** から次の観点で見直した。

1) JLA 1025 と関連性をもたせる。

従来の**ガイド 130** の安全チェックシート（施設用・HID 照明器具）は、1 年に 1 回の点検に用いるものと位置付け、旧**JLA 1004** を安全チェックシート（詳細版）と位置付けた。

2) チェックシートの対象者及び使い方を明確にする。

従来の**ガイド 130** の安全チェックシート（施設用・HID 照明器具）は 1 年に 1 回の定期点検での使用を推奨されており、対象者は一般ユーザーと想定される。詳細版の対象者は専門家（電気知識を有する人）とし、3 年に 1 回の定期点検、簡易版で問題のあった場合の点検での使用を推奨することとした。

3) インバータ器具を考慮する。

インバータの安全点検項目について検討したが、インバータについては、照明器具設置状態において点検できる項目が少なく、2項目だけの追加とした。プリント基板の点検項目について検討したが、設計上、インバータケースを開けてプリント基板の点検を考慮していない場合があり、点検後の使用に品質上の問題があるため、追加しなかった。

JLA 1003 及び **JLA 1004**との大きな相違点は、従来、区分（処理手順）に A, B を設け、それぞれの区分に該当する数量で判断を行うことになっていたが、この根拠について説明が難しく誤解を招く可能性があるため、今回、四つの処理区分、処理手順とし、明確にした点である。

JLA 1004から削除した項目は次のとおりである。

- － 累積故障率は 10 %以上（使用状況・環境 3）
- － ここ 2, 3 年、故障による取替台数が増えている。（使用状況・環境 3）
- － 電源電圧が高い。（定格の 103 %以上）（使用状況・環境 5）
- － 省エネのためランプを外した状態で通電している。又は、したことがある。（使用状況・環境 10）
- － ランプの寿命時に長時間放置している。又は、したことがある。（使用状況・環境 11 のランプを削除）
- － 建築化照明（光天井など）内の器具取付間隔は、約 30 cm 以下である。（使用状況・環境 12）
- － ランプのちらつきが大きく感じるようになってきた。（ランプ 1）
- － 照明器具が原因でブレーカが動作することがある。（器具本体 8）
- － 器具内部の部品にはこりの付着、堆積がある。（器具本体 13）

JLA 1004に追加した項目は次のとおりである。

- － 可燃性ガス：化学薬品工場など可燃性ガスが発生する。（使用状況・環境 7）
- － 風：軒下など照明器具が風の影響を受ける。（屋外用を除く）（使用状況・環境 9）
- － 油煙：鋳造工場など照明器具がオイルミストの影響を受ける。（使用状況・環境 11）
- － 取付部に変形、ガタツキ、ゆるみなどがある。（照明器具本体・部品 4）
- － 照明器具内部に浸水、又は浸水跡がある。（照明器具本体・部品 5）
- － 変色、さび、変形、破損などがある。（照明器具本体・部品 6）
- － 照明器具が傾くなど、正常に取り付けられていない。（照明器具本体・部品 7）
- － 可動部分にさびが発生している。（照明器具本体・部品 9）
- － ねじにゆるみがある。（照明器具本体・部品 22）
- － 変色、硬化、ひび割れがみられる。又は、破損している。（照明器具本体・部品 23）
- － 短時間で点灯不能となる。（ランプ 5）
- － 指定外のランプを使用している。（ランプ 6）
- － 安定器単体（電源一括と非充電金属部分）の絶縁抵抗が 30 MΩ 未満である。（安定器・インバータ 5）

JLA 1004に追加しようと検討したが、見送った項目は次のとおりである。

- － 銘板記載値から入力電流で±10 %以上、入力電力で±20 %以上、外れる。（安定器・インバータ）
- － 耐電圧：2 U+1 000 V に 1 分間耐えられない。（安定器・インバータ）

- プリント基板：変色，又は焼けた形跡がある。（安定器・インバータ）

d) 3.2.4 の HID 照明器具の「安全チェックシート」（詳細版）の表示例

3.2.3 の施設用蛍光灯器具「安全チェックシート」（詳細版）の表示例と同様の観点から見直した。

JLA 1017 から削除した項目は次のとおりである。

- 定格電圧の 106 %（定電力形では、110 %。ただし電子式定電力形は 106 %）の範囲外である。（使用況・環境 1）
- ひび割れ，破損が見られる（器具本体・部品 4. (3)）
- ごみ，ほこりなどが堆積している。（器具本体・部品 6. (1)）
- 変色，汚れ，変形がある。（器具本体・部品 7. 反射板（鏡）(1)）
- 清掃しても回復しない。（使用状況・環境 7. 反射板（鏡）(2)）
- 充電部と非充電部が $2 \text{ M}\Omega$ 以下である。（器具本体・部品環境 10）
- 充電部と非充電部が $2 \text{ M}\Omega$ 以下である。（安定器 3）
- ポールに関する全項目

（照明用ポールについては、**JLA 1018**（鋼製照明用ポール 点検・診断のおすすめ）によることとした。）

- その他 電気部品（カットアウトスイッチ，ブレーカ）に関する項目

JLA 1017 に追加した項目は次のとおりである。

- 10 年以上，又は累積点灯時間 30 000 時間以上である。（使用状況・環境 1）
- 15 年以上，又は累積点灯時間 40 000 時間以上である。（使用状況・環境 2）
- 塩害：海岸沿いなど塩害の影響を受ける。（使用状況・環境 8）
- 油煙：鋳造工場など照明器具がオイルミストの影響を受ける。（使用状況・環境 11）
- 雷害：雷の影響で消灯，又は点滅したことがある。（使用状況・環境 12）
- 接触（端子）部分が黒く焦げたようになっている。（照明器具本体・部品 15）
- ソケットの接触子，ばねなどが劣化している。又は，可動部の動きが悪い。（照明器具本体・部品 17）
- ランプの固定が悪く，ぐらついている。（照明器具本体・部品 18）
- 誤動作したり，スイッチを入れても点灯しないものがある。（照明器具本体・部品 19）
- コンデンサケースに変形，ふくらみ，又は油漏れがある。（安定器に附属するものを含む）（照明器具本体・部品 20）
- ねじなどに変色，さび，ひび割れ，破損などがある。（照明器具本体・部品 21）
- ねじにゆるみがある。（照明器具本体・部品 22）
- 分岐回路の絶縁抵抗は $0.2 \text{ M}\Omega$ 未満（150V 超過），又は $0.1 \text{ M}\Omega$ 未満（150 V 以下）である。
- 照明器具単体（電源一括と非充電金属部間）の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。（照明器具本体・部品 25）
- こげくさい臭いがする。（照明器具本体・部品 26）
- 発煙，又は油漏れ跡がある。（照明器具本体・部品 27）
- ランプの寿命が以前より短くなったり，黒化が早くなっている。（ランプ 3）
- 安定器単体（電源一括と非充電金属部間）の絶縁抵抗が $30 \text{ M}\Omega$ 未満である。（安定器・インバータ 7）

- 4 年以上使用している。(1P 形 (一般形)) (光電式自動点滅器 1)
- 8 年以上使用している。(1L 形, 2 形, 3 形 (長寿命形)) (光電式自動点滅器 2)
- 取付姿勢が正常でない。(光電式自動点滅器 8)

2.2 2015 年版の主な改正点 (2015 年 7 月 3 日改正)

蛍光灯器具から LED 照明器具へと変化してきたことから、ガイド 130 に LED 照明器具に関する内容を追加し改正した。

a) 篠条 2 の適用対象とする表示

適用対象となる照明器具製品を明確にするために「JIS C 8105-3:2011 の適用範囲になる」を追記した。

「適用範囲になる」とは、ガイド A129 の 4.3.2 に記載される「長期…」を除く照明器具である。

b) 3.2.1 住宅用照明器具の「安全チェックシート」の表示例

LED 照明器具に関する内容を追加。

c) 3.2.2 施設用照明器具の「安全チェックシート」の表示例

LED 照明器具に関する内容を追加。

d) 3.2.3 施設用照明器具「安全チェックシート」(詳細版) の表示例

詳細版については、蛍光灯器具とは別に新たに LED 照明器具用を追加した。これに伴い、タイトルを「安全チェックシート(施設用照明器具 詳細版)の表示例」とし、施設用蛍光灯器具と施設用 LED 照明器具の項目を設けた。この際、HID 照明器具相当の LED 照明器具を施設用 LED 照明器具に包括し、チェックシートに光電式自動点滅器の項目を加えた。分類及び安全点検項目の説明内の「コイルの異常発熱による断線、コンデンサケースの破損」は、蛍光灯安定器の例を示すものであり、現時点で LED 照明器具においては、長期使用による劣化に起因した事故発生が無く、具体例を出すのは難しいとの判断によって、「また、LED 照明器具の電源装置においても絶縁材料や電解コンデンサ、はんだ接続部など、使用時間の経過とともににより劣化がすすむ部材が使われております。」の内容にとどめた。

また、「使用状況・環境 使用期間」の説明も蛍光灯器具と LED 照明器具を包括するため、「一般屋内施設蛍光灯」を「一般屋内施設用照明器具」とした。

e) 3.2.4 HID 照明器具の「安全チェックシート」(詳細版) の表示例

チェックシートの次の項目について、事故に関する内容のため処理手順のレベルを B から A へ変更した。

- 破損、又はひび割れが見られる。(照明器具本体・部品 13)
- 変形、又は破損が見られる。(安定器・インバータ 4)
- 透光性カバーなど、表面に異常発熱、焼けた形跡、クラック、又は変形がある。(光電式自動点滅器 3)
- 内部に浸水した形跡がある。(光電式自動点滅器 5)
- 口出し線に変色、硬化、ひび割れ、心線露出などがある。(光電式自動点滅器 6)

2.3 2019 年版の主な改正点 (2019 年 3 月 15 日改正)

LED 製品の経年劣化現象として長く使用されると色温度の変化が見られることからチェック項目に色味の確認を追加した。照明器具近傍にあった可燃物の発火や外部衝撃による器具の落下などの事例からこれらを点検項目に盛り込んだ。文中に「点検」と「診断」が混在していたため、点検に統一した。緊急性

の高い劣化現象については「直ちに使用を中止」との表記に改めた。簡易版チェックシートには、LED 器具とその他の光源器具の項目を追加し、詳細版チェックシートは、点検の結果欄と点検の記録欄を並べて記載し、使い勝手を向上した。

主な変更箇所は次のとおり。

a) 3.2.1 住宅用照明器具の「安全チェックシート」の表示例

LED 器具と白熱灯・蛍光灯器具の特有の現象を分離し、表中に項目を追加した。
LED 照明器具の経年劣化現象に色味の変化を追加した。
照明器具の近傍に可燃物を置かないことを追加した。

b) 3.2.2 施設用照明器具の「安全チェックシート」の表示例

LED 器具と LED 以外の器具との特有の現象を分離し、表中に項目を追加した。
LED 照明器具の経年劣化現象に色味の変化を追記した。
照明器具の近傍に可燃物を置かないことを追加した。

c) 3.2.3 施設用器具「安全チェックシート」(詳細版) の表示例

特殊環境として、振動の一部であった衝撃を振動・衝撃と併記に変更した。
衝撃環境の事例として、ホイストクレーンやボールが当たるを追記した。
油煙環境の事例として、金属加工工場を追記した。
LED 照明器具の発光部の経年劣化現象の変色を色味の変化に修正した。
照明器具の近傍に可燃物を置かないことを追加した。
絶縁不良の現象の説明として、感電に加え地絡を追記した。
温度と腐食性ガス環境の劣化現象として器具の劣化を早める旨を追記した。

d) 3.2.4 HID 照明器具の「安全チェックシート」(詳細版) の表示例

特殊環境として、振動の一部であった衝撃を振動・衝撃と併記に変更した。
衝撃環境の事例として、ホイストクレーンやボールが当たるを追記した。
油煙環境の事例として、金属加工工場を追記した。

2.4 2024 年版の主な改正点 (2024 年 11 月 15 日改正)

JIS C 8105-3:2024 (照明器具第 3 部 : 性能要求事項) 及び **ガイド A 111:2024** (照明器具の耐用年限) の改正にあわせた単語・用語の見直しと、安全チェックシート全般の見直しを行った。

主な変更箇所は次のとおり。

a) 表示の原則

“照明器具には寿命 (耐用の限度) があり、...” の記載を “照明器具には耐用年限 (耐用の限度) があり、...” に変更し、“**注記** “耐用年限”，“耐用の限度” の定義は、**ガイド A 111:2024** に規定されている。” を追記した。

b) 3.2 表示の内容 e) 1)

JIS C 8105-3:2024 (照明器具第 3 部 : 性能要求事項) の**箇条 1** (適用範囲) の**注記 2 c)** に “オイルミスト” が追記されたため、**ガイド A 130** 本文及び安全チェックシートに記載の “油煙” を “油煙・オイルミスト” 又は “油煙やオイルミスト” に変更した。

c) 3.2.1 住宅用照明器具の“安全チェックシート”の表示例

表中に次の項目を追記した

- A7. 購入後、15年以上経過している。
- B9. 調光、調色、センサー等の機能が効かない。
- C3. ランプの本体、又はグローブに変色、変形、ひび割れがある。
- C4. 器具に適合外のランプが取り付けられている。

表中 B 項目処理手順の“※ランプ使用器具の場合は、ランプを交換して、ご確認ください。”を“※ランプ使用器具の場合は、新しい適合ランプに交換してください。”に変更した。

表中 C 項目処理手順の“✓印のものは新しいものに交換してください。”を“✓印のものはランプ使用器具の場合、新しい適合ランプに交換してください。また、ランプの交換ができない場合は、新しい器具にお取替えください。”に変更した。

d) 3.2.2 施設用照明器具の“安全チェックシート”の表示例

表中に次の項目を追記した

- C3. ランプの本体、又はグローブに変色、変形、ひび割れがある。
- C4. 器具に適合外のランプが取り付けられている。

表中 C 項目処理手順の“✓印のものは新しいものに交換してください。”を“✓印のものはランプ使用器具の場合、新しい適合ランプに交換してください。また、ランプの交換ができない場合は、新しい器具にお取替えください。”に変更した。

e) 3.2.3 (1) 施設用照明器具 詳細版の“安全チェックシート”の表示例

表中分類の“使用状況・環境”を“使用状況・環境（器具本体・部品・安定器等共通）”に変更し、器具の部品も同じ条件であることを明確にした。

“雷害”が設置環境の誤選定にあたらない表現にするため、表中分類の“特殊環境 3～11”と“雷害”を合わせて“使用環境 3～12”とした。

f) 3.2.3 (2) 施設用 LED 照明器具 詳細版の“安全チェックシート”の表示例

表中分類の“照明器具本体・部品”に“電源装置”を加え、大分類とし、“使用状況・環境”を“共通”等の中分類とすることでチェック項目を分かりやすくした。

“雷害”が設置環境の誤選定にあたらない表現にするため、表中分類の“特殊環境 3～11”と“雷害”を合わせて“使用環境 3～12”とした。

表中に次の項目を追記した

- 共通 6. 灯具にはこりが堆積している。 处理手順 D
- 共通 15. カバーへの汚れ付着によって光透過率が低下している。 处理手順 D

表中小分類の“発光部”を“発光部、又はランプ”とし、LED ランプも対象であることを明確にした。

g) 3.2.4 HID 照明器具 詳細版の“安全チェックシート”の表示例

“雷害”が設置環境の誤選定にあたらない表現にするため、表中分類の“特殊環境 3～11”と“雷害”を合わせて“使用環境 3～12”とした。

h) 4 “安全チェックシート”の分類及び安全点検項目の説明

a) 使用状況・環境（器具本体・部品・安定器等共通） 使用期間 1.

チェックシート上は、10年又は累積点灯時間 30 000 時間以上と記載しているが、累積点灯時間の解説しか記載がないので、10年とする理由を追記し、“累積点灯時間 30,000 時間を超えた器具は、…”を“使用期間が 10 年又は、累積点灯時間 30 000 時間を超えた器具は、…”に変更した。また、ガイド A129 でも記載のとおり、10 年以上の使用を想定した照明器具も販売されているため、“注

長期間の使用を想定し, …”を追記した。

“照明器具の寿命が短くなる…”を“照明器具の耐用年限が短くなる…”に変更した。

表 1—適正交換時期の目安は, 考え方としては正しいが, 累積点灯時間が短いと耐用の限度も長くなると誤解を与えることが想定されるため削除した。チェックする上では, 影響ないと考える。

b) 使用状況・環境 (器具本体・部品・安定器等共通) 使用期間 2.

- a)** に記載と同様に, 15 年以上とする理由を**ガイド A111**に記載の照明器具の劣化要因に基づき追記した。また, “**注** 長期間の使用を想定し, …”を追記した。
- c)** 使用状況・環境・特殊環境 3. ~ 11., 雷害 12.を, 使用状況・環境 使用環境 3.~12.に変更し, 12 雷害の説明文を追加した。
- j)** 光電式自動点滅器の**表 2 光電式自動点滅器の適正交換時期**を, 引用する **JIS C 8369:2020 (光電式自動点滅器) 附属書 A**に合わせ, **表 1—適正交換時期**とし, “長寿命形”表記を削除した。

2.5 2025 年版の主な改正点 (2025 年 11 月 14 日改正)

日本照明工業会ホームページにて一般公開している“安全チェックシート”は, 主にこのガイドで制定した“安全チェックシート”的表示例を引用しているが, “安全チェックシート (一般用昇降装置)”は, **技術資料 139:2008 “昇降装置の安全指針:立案機関ガイド 107 改正等検討小委員会”**の附属書(参考)として示された“一般用の昇降装置の安全チェックシートの例”を引用していた。

“安全チェックシート (一般用昇降装置)”には, 安全点検結果の処理手順として“昇降装置交換”を推奨している項目があるが, 2025 年時点では, HID 照明器具用昇降装置は生産終了後 10 年以上経過し“昇降装置交換”に対応できない状況となりつつある。一方, 住宅用昇降装置は継続して生産・販売されていることから, 処理手順の内容を見直すこととした。

製品安全委員会は, 活動を終了している**ガイド 107 改正等小委員会**に代わり, “一般用の昇降装置の安全チェックシートの例”を, このガイドの“**3.2.5 一般用昇降装置の“安全チェックシート”の表示例**”として編入し, 改正することとした。

この際, ガイド全般の“処理”と“処置”, “処理手順”と“処置手順”に係る表記を, “処理”, “処理手順”にそろえた。

“安全チェックシート (一般用昇降装置)”の主な変更箇所は次のとおり。

a) 3.2.5 一般用昇降装置の“安全チェックシート”の表示例中の変更箇所

- 1)** 表題下の箇条書き“●震度 5 以上の地震後には臨時の点検を行ってください。”を, クレーン等安全規則第 37 条を参考に, “●震度 4 以上の…。”に変更した。
- 2)** 表題下の箇条書き“●点検結果の(該当する)の欄に✓印がある場合は, (該当する場合の処理)に従って下さい”を“●点検結果の(該当する)の欄に✓印がある場合は, 処理手順に従って下さい”に変更し, **3.2.3, 3.2.4**とそろえた。表内の“該当する場合の処理”は“処理手順”に変更した。

3) 使用状況

- 1 使用期間の確認の処理手順, “昇降装置交換”を“昇降装置交換^(※)”に変更した。
表外に“(※) 昇降装置が代替品のない生産終了品の場合は, 昇降装置を撤去して LED 照明器具に交換。”を追記した。
- 2 使用用途の確認の処理手順を, “撤去”から“昇降装置撤去”に変更した。
- 3 設置場所の確認の安全点検項目“周囲温度が 35°C を超える場所に設置している。”の処理手順を, “撤去”から“高温対応形でない場合は昇降装置撤去”に変更した。

- 3 設置場所の確認の安全点検項目 “湿度が 85%を超える高湿の場所に設置している。” の処理手順を, “撤去” から “高湿対応形でない場合は昇降装置撤去” に変更した。
- 3 設置場所の確認の安全点検項目 “粉じんが発生しやすい場所に設置している。” の処理手順を, “撤去” から “耐粉じん形でない場合は昇降装置撤去” に変更した。
- 3 設置場所の確認の安全点検項目 “腐食性ガスや可燃性ガス等の生じる場所” を “腐食性ガスが発生する場所に設置している。” と “可燃性ガスが発生する場所に設置している。” の 2 項目に分け, “腐食性ガスが発生する場所に設置している。” の処理手順を, “撤去” から “耐食形でない場合は昇降装置撤去” に変更し。“可燃性ガスが発生する場所に設置している。” の処理手順を, “撤去” から “昇降装置撤去” に変更した。
- 3 設置場所の確認の安全点検項目 “縦横の振動が激しい場所, 風で揺れやすい建物に設置している。” と “雨があたる場所, 風が通りやすい場所に設置している。” の処理手順を, “撤去” から “昇降装置撤去” に変更した。

4) 昇降装置・部品・照明器具等

- 1 絶縁抵抗の確認の処理手順を, “昇降装置交換又は配線点検” から “配線点検又は昇降装置交換^(※)” に変更した。
- 2 下降確認以降の処理手順 “昇降装置交換” を “昇降装置交換^(※)” に変更した。
- 6 照明器具の確認の安全点検項目, “照明器具がアンバランスである。” を “照明器具がアンバランスである。(昇降時に照明器具が限度以上に傾く)” に変更した。
- 6 照明器具の確認の処理手順を, “照明器具交換” から “昇降装置に適合する照明器具に交換” に変更した。

b) 箇条 4 の表題を「“安全チェックシート” の分類及び安全点検項目の説明」から, 「“安全チェックシート” (詳細版 3.2.3, 3.2.4) の分類及び安全点検項目の説明」に変更した。

3 立案機関の構成表

このガイドの原案作成にあたった製品安全委員会の構成表を次に示す。

製品安全委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	富井 修	株式会社ホタルクス
(副委員長)	家城 康則	三菱電機照明株式会社
(委員)	司城 賢仁	岩崎電気株式会社
	大泉 宏明	アイリスオーヤマ株式会社
	中鳩 雅之	オーデリック株式会社
	河合 隆	星和電機株式会社
	森川 宏之	東芝ライテック株式会社
	山岸 和弘	山田照明株式会社
	柴田 友良	コイズミ照明株式会社
	古矢 幸生	日立グローバルライフソリューションズ株式会社
	山川 弘樹	DNライティング株式会社
	戸井田 辰明	株式会社 YAMAGIWA
	川口 忠志	パナソニック株式会社
	柳生 浩章	大光電機株式会社
(事務局)	鹿倉 智明	一般社団法人日本照明工業会
	河瀬 靖憲	一般社団法人日本照明工業会
	小松 宏行	一般社団法人日本照明工業会
	鈴木 篤	一般社団法人日本照明工業会
	浦谷 和幸	一般社団法人日本照明工業会

一般社団法人 日本照明工業会 “照明器具“安全チェックシート”及びその表示ガイド” 制定：2005年2月25日 改正：2025年11月14日	ガイド A 130 発行日 2025年11月14日 発行 一般社団法人 日本照明工業会 〒110-0016 東京都台東区台東4丁目11番4号 三井住友銀行御徒町ビル8階 電話 (03) 6803-0501 URL https://www.jlma.or.jp/ 禁無断複写、転載
審議・立案機関：製品安全委員会（委員長 富井 修）	